

(書式 1-3-4)

相続分の譲渡が行われた場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
丁目〇〇番〇〇号)の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇
〇及び同長女〇〇〇〇並びに長女の相続分譲受人〇〇〇〇は、全員による協議の
結果、次のとおり遺産を分割し、取得することを合意した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地番 〇〇番
地目 宅地
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル

第3項記載以外の預貯金、株式の全て
前記建物内にある家財家具、その他の動産の全て

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番

種 類 居宅兼店舗
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル

3 長女〇〇〇〇の相続分譲受人〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇〇〇万円
〇〇郵便局の定期預金 額面金〇〇〇万円
〇〇株式会社の株式 〇, 〇〇〇株

4 長男〇〇〇〇は、未払いの債務、租税公課の全てを負担する。

5 長女〇〇〇〇は、何らの遺産を取得しない。

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を4通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 *h u o*

相続分譲受人 〇 〇 〇 〇 印



解説

相続人の有する割合的相続分は、財産的価値があるので、相続人の意思により譲渡することができる。相続分の譲渡は、相続人に対して行う場合と相続人以外の第三者に対して行う場合があり、一部の譲渡もできると解されている。相続人の1人が遺産分割前に第三者に対して相続分の譲渡をしたときは、他の相続人は、その譲渡価額及び費用を償還して、その相続分を取戻すことができる（民法第905条）。この取戻権の行使は1か月以内に行わなければならない、この取戻権を行使しない限り、相続分の譲受人を遺産分割協議に参加させねばならない。譲渡人の遺産分割協議への参加が必要か否かについては、説が分かれている。

相続分の譲渡は相続債務も含んでいるが、譲渡人である相続人は債権者の承諾なしに免責されるわけではなく、債権者との関係では依然として債務者とされる。

相続分の譲渡は、早急に遺産の換価を望む相続人に利用される。また、内縁の妻や事実上の養子等が被相続人との長年の生活関係から相続人に準じて扱ってもよいような場合、被相続人の遺贈の遺言はないが、被相続人の口頭の依頼を受け、その事情に共感する相続人が相続分の一部を譲渡することも考えられる。